

瑞浪市役所庁舎市民ホール

市内事業所展示スペース

使用の手引き



瑞浪市経済部商工課

① 市内事業所展示スペースとは

市内に拠点を置く事業所の振興が、地域社会の発展と市民生活の向上に欠かせないものであることから、市役所1階市民ホール内に、市内事業所の活動などを紹介する展示スペース（以下、「展示スペース」という。）を開設します。

市内に拠点を置く事業所であれば、下記条件のもとご自由にお使いいただけますので、使用をご希望される方は、市役所商工課までお申込みください。

○ 場所

瑞浪市上平町1丁目1番地 瑞浪市役所1階市民ホール

○ 施設概要

床面積 約 30 m² (約 6m × 約 5m)

高さ 約 3m

※施設の見取り図は、4ページをご覧ください。

○ 使用期間

1ヶ月以内

※ただし、年2回まで。

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、展示物の見学ができます。なお、土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は、閉庁日のため見学はできません。

○ 使用資格

瑞浪市内に拠点を置き市税の未納のない事業所。なお、下記組織は使用できません。

- ・政治団体
- ・宗教団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定義される組織

○ 使用料

無 料

② 使用申込と許可

○ 申込方法

市役所の開庁日に、商工課（3ページ記載）にて随時受付いたします。展示開始予定日の2週間前までに窓口へお越しください。応募者多数の場合は抽選によるものとします。

○ 使用の許可

申込内容に不備がない場合は、使用許可通知書を後日通知します。なお、次の場合は、使用許可することができませんのでご承知おきください。

- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合。
- ・フロア又は附属設備を損傷するおそれがある場合。

○ 使用権譲渡の禁止

使用許可を受けた場合、その権利を他に譲渡し、転貸することはできません。

○ 使用許可の取り消し

次の場合は、使用許可の取り消し、又は停止をすることがあります。

- ・瑞浪市庁舎管理規則（以下、「規則」という。）等で定められた事項や、職員の指示を守らないとき。
- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- ・突発的な市の行事等により、展示スペースを使用するとき。
- ・3ページ記載の禁止行為等を行ったとき。
- ・その他、庁舎の管理上、展示スペースの使用が適当でないとき。

③ 使用にあたっての注意

○ 展示物の搬入、搬出

- ・搬入、搬出は使用期間内とします。なお、搬入展示準備は午前9時から、展示物の搬出は午後5時までに行ってください。
- ・搬入、搬出開始時に、許可通知書を職員に提示してください。
- ・搬入、搬出については、職員の指示に従ってください。

○ 展示方法・庁舎設備等の使用

- ・展示方法や、庁舎設備等の使用については、職員の指示に従ってください。
- ・展示にあたっては、フロアに跡が残るテープ等の接着剤類を使用しないでください。

○ 使用期間中の展示品の管理

- ・展示品の管理については、使用者が責任を持って行ってください。展示品の管理や案内のため、展示関係者が待機していただいても構いません。
- ・不慮の災害及び紛失、毀損等について、本市はその責任を負いません。

○ 原状回復

- ・使用後は、展示スペースを使用前の状態に戻し、また使用した庁舎設備等は、使用者が責任をもって職員に返却してください。

- ・使用にあたり、展示スペースやその他庁舎設備等を傷つけたり、紛失した場合は、弁償していただくことがあります。

○ 展示終了後

- ・展示品は、使用期間最終日まで必ずお引き取りください。市ではお預かりできません。また、お引き取りのない展示品について、一切責任を負いません。

○ 展示品の制限

電源を使用する展示については、事前に商工課へご相談ください。なお、次の事項に掲げるものは、展示できません。また、庁内の FREE SPOT による無線 LAN (Wi-Fi) を使用する展示はご遠慮ください。

- ・天井から直接さげるもの。
- ・火気、ガス等を使用するもの。
- ・不快音、爆音又は高熱を出す仕掛けのあるもの。
- ・音声が大きく、庁内執務に影響を与えるおそれのあるもの。
- ・刃物など、凶器となりうるおそれのあるもの。
- ・悪臭を出したり、腐敗するおそれのあるもの。
- ・土、砂利等を直接フロアに置くなど、床面等を破損、汚損するおそれのあるもの。
- ・その他、来庁者に著しい不快感を与えるもの。

○ 禁止行為等

規則第4条各号に定める禁止行為の他、以下の行為を禁止します。違反した場合は、使用許可を取り消し、退去及び撤去していただくことがあります。

- ・入場料の徴収、または物品の販売その他これらに類する行為。
- ・所定の場所以外でポスターその他これらに類する者を掲示する行為。
- ・許可なく展示スペースで印刷物その他これらに類する物を配付する行為。
- ・他人に危害を加え、もしくは迷惑を及ぼし、またはこれらのおそれがある物を携帯する等の行為。
- ・政治活動及び宗教活動と認められる行為。
- ・展示スペース内での飲食、飲酒、喫煙。

○ その他

市は、制度の趣旨からも、展示の様子やその内容を、広報・ホームページ等で紹介することがあります。

事業所側においても、本展示等について自らの媒体による PR に努めてください。

お問い合わせ 瑞浪市経済部商工課商工政策係
電 話 0572-68-9805 0572-68-9803
メール shoko@city.mizunami.lg.jp

展示スペース見取り図

◎ 床面積 約 30 ㎡ (約 6m × 約 5m)

◎ 高さ 約 3m

◎ 備品 ショーケースディスプレイ (縦 61cm×横 182cm×高さ 92cm) 2台

※備品の設置等展示に関する作業は、すべて使用者が責任を持って行ってください。

